平成２３年（フ）第３３８０号
札幌市手稲区新発寒５条１丁目４番18号、開始決定時の住所札幌市手稲区稲穂１条７丁目３番12―106号
破産者　秋山　光晃
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８号
北海道日高郡新ひだか町静内本町４丁目５番10号　とみおか旅館別館３号室、開始決定時の住所北海道日高郡新ひだか町静内緑町８丁目２番９号
破産者　中田　治仁
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９８５号
北海道江別市篠津567番地の１
破産者　高橋　和義
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０１２号
札幌市北区太平11条７丁目６番13号
破産者　佐藤　大祐
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０１号
秋田県山本郡三種町森岳字東飛塚78番地８
破産者　信太　俊二
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第１７００号
堺市中区深井畑山町333番地10　メゾン・ド・プチホーレ102号、前住所奈良県葛城市疋田229番地24
破産者　棚田　敏二
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３２２号
堺市堺区中安井町１丁４番11―413号
破産者　山先　裕之
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３８６号
堺市西区山田２丁94番地７　２棟101号
破産者　山賀　卓也
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１４５号
神戸市垂水区北舞子２丁目６番４―905号
破産者　松元　　晃
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８８号
兵庫県宝塚市光ガ丘１丁目９番31号
破産者　山師　寅雄
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２３号
熊本県合志市御代志1743番地13
破産者　松本　美芳
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１５７号
熊本市中央区九品寺１丁目11―29　トーカンキャステール401号、住民票上の住所熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼3063番地29
破産者　廣川　忠男
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４９号
滋賀県高島市新旭町饗庭316番地14
破産者　松崎　恭之
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５１０号
京都市北区上賀茂竹ヶ鼻町27番地の６
破産者　柴辻フミ子
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２２号
香川県坂出市府中町670番地１
破産者　平田　　真
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第３０号
愛媛県八幡浜市向灘166番地６
破産者　原田　　繁
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第５７８号
熊本県阿蘇郡西原村大字布田1321番地３
破産者　遠矢　道春
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１１１号
大分県別府市石垣東６丁目４番20号　ディアス千疋Ｂ棟101号
破産者　粟生　直幸
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４号
宮崎市中西町221番地
破産者　藤井　壯敏
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係